

酒々井町空家等対策協議会要綱

(趣旨)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）

第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施等に関する協議を行うための協議会として組織する酒々井町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な基本事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会において、意見又は助言等を求める協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 空家等対策計画の実施に係る次に掲げる事項に関すること。
 - ア 特定空家等の判断に関すること。
 - イ 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。
 - ウ 特定空家等に対する措置の方針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 協議会は、法第7条第2項の規定により、町長のほか、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 町長は、協議事項の具体的内容に応じて、別表に掲げる以外の者を委員に加えることができる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、町長が招集する。

(守秘義務)

第5条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、酒々井町まちづくり課において処理する。

(その他)

第7条 協議会は、地方自治法（昭和22年法律67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しないものとする。

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公示の日から施行する。

別表

委員
弁護士
司法書士
宅地建物取引士
土地家屋調査士
建築士
社会福祉士
地域住民
町議会の議員（経済建設常任委員会委員長）
その他町長が必要と認める者